

「自然」「ひと」が調和し、活気とめくもりのある交流都市

鷹巣町・合川町・森吉町・阿仁町



## 4町が希望に満ちた「北秋田市」へ前進

第14回合併協議会が、10月19日に鷹巣町で開催され、「新市まちづくり計画」が県より承認されたことが報告されました。

その後、鷹巣町中央公民館ホールで合併協定調印式が挙行了されました。

また、10月25日～26日に行われた4町の臨時議会の中で、合併に関する議案が議決されました。

### 目次

○合併協定調印式	2～5
○合併協定書の内容	6～9
○第12回・第13回・第14回合併協議会報告	10
○合併の住民説明会	10
○トピックス 中学生訪問	11
○お知らせ	12



## 「北秋田市」誕生に向け合併協定書に調印

10月19日に、来年3月22日の「北秋田市」誕生に向けた合併調印式を開催。  
4町長が合併協定書に調印し、新しいまちづくりの決意を新たにしました。



合併調印式では、吉田幹事長（阿仁町助役）による経過報告と協定書の説明が行われた後、鷹巣町岸部町長、合川町佐藤町長、森吉町松橋町長、阿仁町濱田町長がそれぞれ合併協定書に調印し、寺田知事が特別立会人として署名し、寺田知事から4町長に合併協定書が伝達されました。

調印を終え、4町長と寺田知事ががっちり握手をすると、会場より盛大な拍手がありました。新しい市に向けて固い絆が結ばれ、また一歩「北秋田市」に向けて前進した瞬間でした。

## 「自然」「ひと」が調和し、活気とめくもりのある交流都市

各町長がこれまで協議会で協議、確認された内容をまとめた合併協定書に調印を行いました。



調印式に先立って、第14回合併協議会が開催され、「新市まちづくり計画について」県からの承認が報告され、引き続き合併協議会委員が協定書に立会人として署名を行いました。



寺田知事が特別立会人として合併協定書に署名を行いました。



調印式では、吉田幹事長が、これまでの合併協議会の経緯について報告を行い、合併協定の内容を説明しました。



合併協定書が寺田知事より各町長に伝達されました。



合併協定調印式次第	
一	開式
二	経過報告及び合併協定の内容説明 幹事長 吉田 茂
三	調印 各町町長
四	特別立会人署名 秋田県知事 寺田 典城 様
五	立会人紹介 合併協議会委員
六	主催者あいさつ 各町長より
七	来賓祝辞 秋田県知事 寺田 典城 様
八	来賓紹介
九	祝電披露
十	閉式

# 主催者あいさつ(要約)

鷹巣町長

岸部 陞



皆さん、本当におめでとう  
ございます。

今日、こうして寺田知事さん、  
並びに議員の皆さんにご出席  
いただきまして、私達の合併  
が整いましたことは、本当に  
嬉しいことでございます。

今後は、この4町の歴史と  
文化を融合し、全市民にとり  
まして、合併して良かったと  
思う「市」にするためまい進  
して行きたいと思えます。

本当にありがとうございます。  
また。

合川町長

佐藤 修助



合併協議会の委員、関係者の  
努力のおかげで今日を迎えた事  
を心から感謝申し上げたいと思  
います。

3町と私どもには若干の温度  
差があると思つて参りましたが、  
町民に情報伝えながら、意見を  
集約して合併に対する思いが醸  
成されてきたと確信しております。

今日の合併協定調印式を踏ま  
えて、最終段階として町民を代  
表する議会の方々の了解を経て、  
発展的にこの合併を捉えていか  
なければならぬと思つており  
ます。

森吉町長

松橋 久太郎



協定書に調印できまして、  
本当にありがとうございます。

任意協議会が発足してから、  
その後スムーズに法定協議会  
に段階を進め、平成17年の合  
併を目標にしてきたわけですが、  
その通りの過程を進んでおり  
ますことは、本当にありがたい  
ことであります。

町長を来月に退任となりま  
すが、その後は一市民として、  
この北秋田市が益々発展充実  
しますように市民の立場から  
協力して参りたいと思えます。

阿仁町長

濱田 章



この地域の歴史に残るよう  
な日に参列させて頂いた幸せ  
をしみじみと感じております。

まちづくり計画書が出来た  
わけですが、この計画の一番  
の狙いは「自然」「ひと」が  
調和し、活気とぬくもりのあ  
る交流都市を創るということ  
であり、この市が発展してい  
くためには4町の伝統と歴史  
を伝承して発展させていくこ  
とだと感じております。

新しい市、まちづくりを行つ  
ていくことを誓いたいと思  
います。

# 来賓祝辞（要約）

秋田県知事

寺田典城



4町の町長さんが、協定書に署名され、合併協議の調印が滞りなく行われましたことを心からお喜び申し上げます。県北では初めての合併調印になります。

平成の新たなまちづくりに向けた取り組みが、まさに全国的に行われる事を実感させられるものでございます。

市町村合併は、各地域が自らのアイデンティティーを再認識し、新たな人材を創り出す大きなチャンスであります。

4町は医療体制充実強化を始めとする様々な課題について、

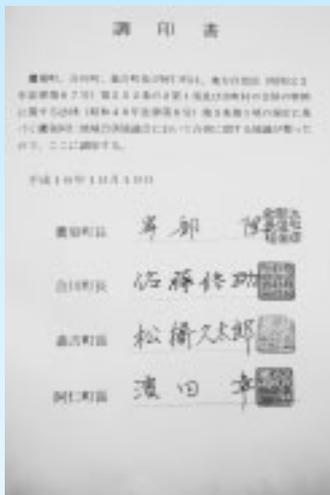
精力的に話し合いを進め今日の良き日を迎えられました。

改革を恐れず、住民の幸せと地域の未来を思い、合併という決断をしたことに、心から敬意を表するものであります。

この地域は、県北地域の空の玄関口であります。「あきた北空港」、風情が魅力の「北欧の杜公園」、「太平洋」「小又峡」をかかえる奥森吉、県外からも多くのスキー客を迎える「森吉・阿仁スキー場」、世界一とも言われる「綴子の大太鼓」、「マタギや鉱山の文化」を今に伝える資料館・記念館など、豊かな自然や固有の文化がたくさんあります。

新市においては地域一丸となつて、空港や多様な資源を活用した、個性的で魅力のある町づくりが可能であると思えます。県では新たなまちづくりを全面的に支援して参ります。

住民の大きな期待を背負い、来年の3月22日に輝かしい北秋田市が誕生いたしますことを、心から祈念致します。



合併協定書





## 合併協定書

### 1 合併の方式

鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

### 2 合併の期日

合併の期日は、平成17年3月22日とする。

### 3 新市の名称

新市の名称は、北秋田市（きたあきたし）とする。

### 4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、当分の間、北秋田郡鷹巣町花園町19番1号とする。なお、新市まちづくり計画の計画期間内に、あきた北空港南側の3町の交わる地点を中心とした地域に新庁舎を建設するものとする。

### 5 財産の取扱い

(1) 4町の所有する財産（権利、債務を含む）は、すべて新市に引き継ぐものとする。

ただし、地元で調整が必要な事項については、合併時まで調整を図る。

(2) 各町の財産区は、新市においても存続させるものとする。

### 6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

(1) 新市の議会の議員の定数は26人とする。

(2) 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年3月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。

### 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(1) 新市に1つの農業委員会を置く。

(2) 4町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

(3) 新市の選挙による委員の定数は30人とする。

(4) 鷹巣町2、合川町1、森吉町2、阿仁町1の選挙区を設置することとし、選挙区ごとの委員の定数は選挙人の数により調整する。

### 8 地方税の取扱い

(1) 個人町民税

①均等割の税率については、地方税法の規定により3,000円とする。

②普通徴収の納期については、国民健康保険税の納期と調整を図り合併時に再編する。

③減免については、鷹巣町・阿仁町の例により合併時に統合する。

(2) 法人町民税

①税率については、現行どおり標準税率とする。

②減免については、鷹巣町の例により合併時に統合する。

(3) 固定資産税

①税率については、現行どおりとする。

②納期については、国民健康保険税の納期と調整を図り合併時に再編する。

③減免については、鷹巣町・合川町の例により合併時に統合する。

④過疎地域自立促進特別措置法に基づく課税免除については、合併後においても引き続き課税免除するものとする。

(4) 軽自動車税

①税率、納期については、現行どおりとする。

②減免については、鷹巣町・阿仁町の例により合併時に統合する。

(5) 町たばこ税・入湯税・鉱産税・特別土地保有税

①市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税については、現行のとおりとする。

②入湯税の免除については、合併時に再編する。

### 9 一般職の職員の身分の取扱い

(1) 4町一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

(2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。

(3) 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、新市において統一を図る。

(4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。

### 10 特別職の身分の取扱い

(1) 特別職の職員の設置、人数、任期については、法令等の定めるところによる。法令等の定めがない場合は、新市において調整する。

(2) 特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。

### 11 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議された各種合併協定項目等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

(1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行する必要があるもの。

(2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの。

(3) 合併後、逐次制定し、施行するもの。

### 12 事務組織及び機構の取扱い

(1) 新市における4町の庁舎は、本所、総合支所として有効活用するとともに、住民サービスが低下しないよう総合窓口業務を各庁舎で行う。

(2) 事務組織及び機構は、効率的で住民に分かりやすく利用しやすいものとする。

(3) 新市移行後においても、効率的で機能的な組織のあり方を検討する。

### 13 一部事務組合等の取扱い

(1) 鷹巣町外六ヶ町村衛生施設組合、秋田県市町村総合事務組合及び秋田県市町村会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

(2) 公平委員会の事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、新市において合併の日に新たに事務を委託する。

(3) 鷹巣阿仁広域市町村圏組合及び公立合川高等学校組合については、合併の日の前日をもって解散し、共同処理する事務については、新市で実施するものとし、上小阿仁村との協議によりその事務の一部を受託する方向で調整する。

また、一般職の職員については、合併時に新市に引き継ぎ、財産（負債を含む。）の処分については、上小阿仁村との協議により合併時まで調整する。

(4) 森吉町外四ヶ町村病院組合及び森吉町外二ヶ町村生活環境施設組合については、合併の日の前日を持って脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。



#### 14 使用料、手数料の取扱い

- (1) 施設等の使用料については、施設の内容、建設年度が異なることから、原則として現行のとおりとする。  
ただし、同一又は類似する施設等の使用料については可能な限り統一に向け調整するものとする。
- (2) 各種手数料については、住民負担に配慮し、負担公平の原則から合併時に統一するものとする。

#### 15 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの事情を尊重しながら、統合について調整に努めるものとする。

#### 16 補助金、交付金等の取扱い

4町の補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において検討するものとする。

- (1) 4町で同一、あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。
- (2) 4町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。
- (3) 他の補助金等に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。

#### 17 町名、字名の取扱い

鷹巣町、合川町及び森吉町の町名、字名については、現行のまま新市へ引き継ぐ。

阿仁町については、現行の大字の前に「阿仁」の名称を付する。

#### 18 慣行の取扱い

市章、花、木、鳥等の慣行については、新市において調整、決定する。

#### 19 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 国民健康保険税の税率等については、合併後3年以内に均一化されるよう段階的に調整する。
- (2) 国民健康保険税の納期等については、鷹巣町の例により合併時に統一する。
- (3) 国民健康保険運営協議会については、合併時に統合を図る。
- (4) 成人病予防健診助成事業については、合併時に統一する。
- (5) 無受診世帯表彰事業については、合併後に廃止する。
- (6) 診療報酬明細書点検、レセプト点検・管理の事務委託については、合併後に再編し、一元化する。

#### 20 介護保険事業の取扱い

- (1) 介護保険事業計画については、合併後の平成17年度までは現行のとおりとし、第3期介護保険事業計画（平成18～22年度）は平成17年度に新市において策定し、平成18年度から運用する。
- (2) 介護保険料については、合併後の平成17年度までは現行のとおりとし、統一した新たな保険料は、第3期介護保険事業計画の策定で見直し、平成18年度より適用する。
- (3) 介護保険料の納期等については、鷹巣町・合川町の例により合併時に統一する。
- (4) 各種手数料については、住民負担に配慮し、負担公平の原則から鷹巣町の例により合併時に統一する。
- (5) 介護認定審査会については、合併時までに調整を図る。

#### 21 消防団の取扱い

- (1) 消防団については、合併時に統合する。
- (2) 組織については、団長、副団長、支団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員とする。
- (3) 報酬については、鷹巣町の例による。部長については30,000円とする。
- (4) 水火災、警戒の出動手当については2,000円、訓練の出動手当は4,000円、山岳捜索の手当については5,000円とする。その他の手当については、合併時までに調整する。
- (5) 退職年齢については、団長、副団長は年齢制限なし、任期2年とする。ただし、再任は妨げない。支団長以下は65歳とする。
- (6) 消防団の施設・設備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (7) 消防団の諸行事については、新市において調整を図る。

#### 22 行政区の取扱い

- (1) 行政区は、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、大規模区域については自治会と協議のうえ細分化する。
- (2) 行政協力員については、新市において委嘱する時に合川町の区域についても新たに設置する。

#### 23 地域審議会

地域審議会、地域自治区、合併特例区は、新市において設置しないものとする。

#### 24 水道事業の取扱い

- (1) 上水道（簡易水道・小規模水道含む）事業
  - ① 上水道整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
  - ② 簡易水道事業及び小規模水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
  - ③ 水道料金、量水器使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において段階的に調整を図る。
  - ④ 水道加入者分担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において段階的に調整を図る。
  - ⑤ 水道関係手数料の内、給水装置工事事業者手数料については、合併時まで統一する方向で調整する。
- (2) 下水道（農業集落排水、合併処理浄化槽含む）事業
  - ① 公共下水道整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
  - ② 公共下水道事業に係る受益者負担金及び使用料については、合併後3年から5年を目途に調整を図る。
  - ③ 農業集落排水等整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
  - ④ 農業集落排水事業等に係る受益者分担金及び使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
  - ⑤ 合併処理浄化槽設置事業については、合併後3年から5年を目途として調整を図る。
  - ⑥ 水洗便所改造資金助成制度については、鷹巣町の例により合併時に統合する。

#### 25 各種事務事業の取扱い

##### 25-1 電算システム事業

住民サービスの低下を招かないよう、合併時に住民情報システム及び内部情報システムを統合し、合併関係町間をネットワーク化する。

ただし、個別システムについては、新市において調整する。



## 25-2 広報広聴

- (1)新市において、広報紙を毎月1日と16日に発行する。ただし、創刊号の発行は、合併後速やかに行う。
- (2)新市において、ホームページを開設する。
- (3)新市において、市勢要覧を発行する。
- (4)その他の広報広聴に関する事項については、新市において調整する。

## 25-3 姉妹都市・国際交流事業

友好都市、国際交流、地域間交流事業については、現行のとおりに新市に引き継ぐものとする。

ただし、事業内容等については、新市において調整を図る。

## 25-4 商工・観光関係事業

- (1)中小企業に対する融資については、合併時に統一するよう調整する。
- (2)誘致企業等に対する奨励措置については、新市において速やかに調整する。
- (3)観光協会については、合併後段階的に再編する。
- (4)観光関係団体のうち、各町の第3セクターは新市において協議する。
- (5)観光事業・イベント等は、主催団体と協議し、新市においても継続実施する。
- (6)観光施設については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。
- (7)中小企業事業資金融資等については、合併後に協議する。

## 25-5 地域振興事業

- (1)新市において、総合発展計画を策定する。
- (2)新市において、過疎地域自立促進計画を策定する。
- (3)新市において、辺地総合整備計画を策定する。

## 25-6 納税関係

- (1)納期前納付報奨金については、合併時に廃止する。
- (2)納税貯蓄組合に対する補助金については、合併時に再編する。納税奨励金については、合併時に廃止する。
- (3)納税貯蓄組合連合会への補助金については、合併時に再編する。
- (4)申告受付会場については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。
- (5)口座振替については、合併時までに再編する。
- (6)郵便振替については、鷹巣町・森吉町の例により合併時に統一する。
- (7)督促については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。

## 25-7 交通関係事業

公共交通機関の確保に関する事業については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。

## 25-8 消防防災事業

- (1)自主防災組織については、現行のとおりに新市に引き継ぎ、新市において組織体制等の調整を図る。
- (2)防災行政無線については、新市において速やかに新市無線局の移行計画書を策定し、計画的整備を図る。
- (3)地域防災計画については、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。
- (4)水防計画については、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。
- (5)水防協会については、合併後に再編する。
- (6)防災会議については、合併時に新たに設置する。

- (7)災害対策本部については、合併時に新たに設置する。

## 25-9 生活環境事業

- (1)生活環境政策については、各町の条例等に沿って行われているため、4町に共通して設置されている条例もしくは類似した規則等がある場合は調整し、合併時に新市に引き継ぐものとする。
- (2)単町のみ(環境に関する)条例等の場合については廃止し、必要に応じ新市において新たに制定するものとする。
- (3)地方自治の原点である「自分のことは自分で」を基本に検討する。

## 25-10 障害者福祉事業

- (1)法律、国の制度、県の制度等に基づくものは、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2)現在、1町しか実施していない事業(補助事業、単独事業問わず)については、合併時までに調整を図る。
- (3)障害者計画の策定については、新市において速やかに策定委員会を設け、新たに策定する。

## 25-11 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業の各制度については、できる限りサービスの低下を招かないよう調整を図る。なお、利用料等の住民負担については、適正な料金となるよう調整を図る。

- (1)国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整を図る。
- (2)国又は県等が定める制度で、各町が独自にその制度の充実を図っている事業及び各町が独自に実施している制度又は事業については、次の区分により調整を図る。
  - ①合併時まで調整を図るもの。
  - ②新市において調整を図るもの。

## 25-12 児童福祉事業

- (1)公立保育所については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。
- (2)保育料については、合併時に統一を図る。
- (3)国又は、県等が定める制度については、その要綱に準拠しながらサービスの充実に努める。
- (4)すこやか育児手当については、合併時までに調整を図る。

## 25-13 その他福祉事業

- (1)社会福祉協議会
  - ①社会福祉協議会については、社会福祉協議会の合併の動向により、速やかに調整を図る。
  - ②委託事業については、社会福祉協議会を含む民間等が独自で事業所指定を受け事業展開できる事業(支援費制度及び介護保険制度によるホームヘルプ事業、デイサービス事業等)は、独自に事業所指定を受けるよう求め、合併後の委託事業とはしない方向で調整を図る。
  - ③社会福祉協議会の負担金・補助金については、統一した算定基準を設け、合併後の財政計画等を踏まえながら速やかに調整を図る。
  - ④事業主体が市町村と定められ、運営のみ委託している事業については現行のとおりに新市に引き継ぐ。
- (2)乳幼児福祉医療事業
  - ①乳幼児福祉医療事業(町単独事業分)については、合併時までに調整を図る。



#### 25-14 保健衛生事業

- (1) 老人保健事業等については、現行の内容を基準に住民の健康増進を図るよう調整を行い、合併時まで一元化し実施する。
- (2) 母子保健事業については、現行の内容を基準に住民の健康増進を図るよう調整を行い、合併時まで一元化し実施する。
- (3) 予防接種事業については、現行の内容を基準に住民の健康増進を図るよう調整を行い、合併時まで一元化し実施する。
- (4) 健康日本21地方計画については、新市移行後速やかに新市の計画を策定する。
- (5) へき地医療支援業務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、一定期間を置いて医療受診困難地区の再検討を行い統一を図る。
- (6) 在宅当番医制事業については、新市に引き継ぎ、参加医療機関については、移行後速やかに調整する。
- (7) 阿仁町立病院及び合川町国民健康保険診療所の使用料及び手数料については、合併時に統一を図る。

#### 25-15 農林水産関係事業

- (1) 農林水産業の振興に関する各種計画については、新市において新たな計画を策定する。  
なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- (2) 農業振興地域については、現行のとおりとし、新市において速やかに新たな農業振興地域整備計画を策定する。
- (3) 農業融資制度については、農業経営基盤強化資金（スーパーL）は鷹巣町の例による。その他の資金は現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 生産調整関係事業については、合併時まで調整する。
- (5) 林業関係事業については、現行内容を基準に新市において調整する。
- (6) 畜産関係事業については、家畜防疫事業は合併時まで調整する。  
なお、町営放牧場は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (7) 土地改良事業については、継続中の事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。  
なお、新規事業については、事業採択時に新市において調整する。
- (8) 内水面漁業振興については、現行のとおり新市に引き継ぎ、事業内容は新市において調整を図る。

#### 25-16 都市計画関係事業

- (1) 市町村都市計画マスタープラン及び都市計画区域マスタープランについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。  
ただし、新市の上位計画策定後調整する。
- (2) 都市計画審議会については、合併時まで再編する。
- (3) 都市計画区域及び用途地域等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。  
ただし、新市の都市計画マスタープランに基づき調整する。

#### 25-17 建設関係事業

- (1) 町道については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、市道の認定基準については、合併時まで調整する。
- (2) 除雪体制については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において除雪計画を策定する。

- (3) 道路占用料は、合併時に、道路法施行令別表「乙地」に定める額に統一する。

- (4) 公営住宅等の家賃については、現行のとおりとする。

#### 25-18 学校の通学区域

町立学校の通学区域については、当面現行のとおりとし、必要に応じて新市において調整する。

#### 25-19 学校教育事業

学校教育関係事務及び事業については、引き続き教育の質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図ることを基本に、次の区分により調整を図る。

- ① 現行のとおり新市に引き継ぐもの。
- ② 合併時まで調整するもの。
- ③ 新市において調整するもの。

- (1) 遠距離通学費補助事業については、合併時まで統一するよう調整を図る。
- (2) スクールバス運行事業については、合併後新市において調整を図る。
- (3) 奨学資金事業については、合併時まで調整し、新市に引き継ぐ。

#### 25-20 社会教育事業

社会教育事業については、次の区分により調整を図る。

- ① 現行のとおり新市に引き継ぐもの。
- ② 合併時まで調整するもの。
- ③ 新市において調整するもの。

##### (1) 社会教育事業

- 1) 社会教育委員及び公民館運営審議会は、合併後新市において調整を図る。
- 2) 図書館事業については、鷹巣町の例により合併時に統一を図る。
- 3) 成人式については、新市において統一を図る。
- 4) 各種講座については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

##### (2) 社会体育事業

- 1) 体育指導委員及び体育団体については、新市において統合できるよう調整に努め、スポーツ活動の振興を図る。
- 2) 大会補助金については、新市において調整を図る。
- 3) スポーツ賞の表彰については、新市において統一して実施する。
- 4) スポーツイベントについては、新市において統一して実施できるよう調整を図る。
- 5) 国民体育大会競技については、現行のとおり新市に引き継ぎ、国体準備室は合併時に統合する。

#### 25-21 病院事業

地域医療体制の充実を図るため、新病院の建設及び既存病院の形態については、新市において事業計画を策定する。

なお、建設場所は、あきた北空港南側の3町の交わる地点を中心とした地域とする。

#### 26 新市まちづくり計画

新市まちづくり計画は、別添のとおりとする。

# 合併協議会報告

第12回合併協議会が9月30日、森吉町コミュニティセンターで開催され、継続協議となっていた3件の事項について話し合いが行われました。また、10月7日には、鷹巣町広域交流センターを会場に、第13回合併協議会が開かれ、合併協定書の最終確認を行い、10月19日に鷹巣町中央公民館で第14回合併協議会を開催した後、合併協定調印式を行うことを決めました。

## 第12回合併協議会

協議第56号(継続協議)

### 病院事業について

#### 調整内容

地域医療体制の充実を図るため、新病院の建設及び既存病院の形態については、新市において事業計画を策定する。  
なお、建設場所は、あきた北空港南側の3町の交わる地点を中心とした地域とする。

継続協議となっていた「病院事業について」は、協議の結果、この調整内容で確認されました。



協議第44号(継続協議)

### 新市まちづくり計画(案)について

前回からの継続協議となっていた「新市まちづくり計画」については、この日の協議において最終的に確認されました。

計画の概要については、年内に全世界に配布する予定です。

協議第57号(継続協議)

### 合併協定書(案)について

病院事業の最終の確認を受け、46項目全ての協定項目の内容が確認されました。

## 第13回合併協議会

### 合併協定書について

前回の協議で合併協定項目が確認されましたので、合併協定書の内容を報告しました。



## 第14回合併協議会

### 「新市まちづくり計画」県承認報告について

第14回合併協議会において、10月1日に提出した「新市まちづくり計画(案)」が県の合併支援本部において10月12日に承認されたことが報告されました。これにより、「新市まちづくり計画」が正式に確認されました。

合併調印式の開催について  
10月19日(火)午前10時より調印式を開催する内容が報告されました。

## スナッパ 住民説明会



合川町では、「合併に係る住民説明会」が、10月20日から23日まで町内4ヶ所で開催されました。

佐藤町長が、今までの経過を説明しながら、住民の質問に答えています。



# 中学生が合併協議会を訪問



「総合的な学習の時間」という職場訪問する学習で、9月28日、合川中学校の生徒3名が合併協議会事務局を訪ねて、市町村合併によって、町や暮らしがどう変わろうとしているのかなどについて興味、関心が尽きない様子で、熱心にメモを取っていました。

また、10月14日には鷹巣中学校から4名の生徒が訪れ、学級新聞に合併にまつわる情報を提供したいといろいろ質問し、事務局長の説明にじっくりと聞き入っていました。

将来の新市の主役となる中学校の学習訪問は大歓迎です。これからも、お気軽においでくださるようお待ちしております。



合併についての疑問点やわからないことなどについて、メモを取るなど、事務局長の説明を真剣に聞いていました。課題学習の成果が出るように、また、よい新聞が作成できるよう期待しています。

事務局長の説明を受ける合川中学校の平川さんと木村さん（写真：左から）



鷹巣中学校の桜庭君、三沢君、三沢さん、長崎さん（写真：左から）



熱心に資料を見入る合川中学校の工藤さん

# 合併協議会からのお知らせ

## 聴く 協議会は傍聴できます

協議会の会議は公開されており、どなたでも傍聴することができます。傍聴を希望される方は、当日会場で受付けしてください。尚、会場の規模等により傍聴できる人数を制限する場合があります。詳しくは事務局へお問い合わせ下さい。

## 見る 会議資料等が閲覧できます

開催された協議会の会議資料や、会議録が閲覧できます。  
ご希望の方は、合併協議会事務局や鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町各合併担当課窓口までお越し下さい。  
また、鷹巣阿仁地域合併協議会のホームページでも公開されていますのでご覧下さい。



ホームページアドレス <http://www.takaa.jp>



森吉山阿仁スキー場



秋の紅葉風景

竜ヶ森（鷹巣町）

編集・発行

鷹巣阿仁地域合併協議会 事務局

〒018-3360 秋田県北秋田郡鷹巣町花園町19番1号(鷹巣町役場内)

TEL 0186-69-8088 FAX 0186-62-2880

ホームページアドレス <http://www.takaa.jp> Eメールアドレス [gappei@takaa.jp](mailto:gappei@takaa.jp)